

医療法人勤労者医療協会 居宅支援事業では、介護情報提供の一環として利用者ファイル（カルテ）をお見せすること（開示または閲覧）を行っています。
詳しくは担当ケアマネジャーにお尋ね下さい。

【利用者ファイルの開示または閲覧に関する諸注意】

利用者ファイルの開示または閲覧を申請される場合は以下のことにご注意下さい。

- ・ 開示または閲覧の対象は、原則として利用者ご本人です。
 - ・ ご本人以外への開示または閲覧は、親権者・後見人・配偶者・子に限ります。ただし、ご本人の同意書および本人と申請者との続柄が確認できる証明書を必要とします。
 - ・ 開示に際し、ご本人の同意書が確認できない場合は、各介護保険相談センター管理者が判断します。
 - ・ 管理者が不適切と判断した場合は、開示または閲覧をお断りする事があります。
 - ・ 開示または閲覧をお申込になりたい方は、別紙様式の申込書に必要事項を記入して介護保険相談センターご提出下さい。
- ◆ 利用者ファイルの開示または閲覧の際には、別途費用をご請求させていただきますので、下記の料金一覧をご確認、ご了承の上、お申し込み下さい。
- ◆ 利用者ファイルの開示または閲覧の費用は、下記の通りです。

<申請に必要な書類>

介護情報開示申請書（介護保険相談センターよりお受け取りください）
運転免許証等の申請者の本人確認ができる証明

【本人以外の場合】

本人同意書

本人との続柄が確認できる証明書（利用者本人の戸籍謄本等）

<費用>

基本料金：2160円

* 事前申し込みにより担当ケアマネジャーによる説明が可能です

その他の費用

コピー代：1枚10円

* その他必要により実費（事前に連絡します）

